

四 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権） 第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。））、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。） （第三条第五項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。 一～五 （略） 2～4 （略） （信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条 （略） 2～4 （略）	（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権） 第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。））、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。） （第三条第三項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。 一～五 （略） 2～4 （略） （信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条 （略） 2～4 （略）

5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一〇十二（略）

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）として行う業務（投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

十四〇三十九（略）

6〇13（略）

（投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）
第四十三条 信用協同組合等は、投資信託委託会社又は資産運用会社が当該信用協同組合等の事務所の一部を使用して投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券（以下この条において「受益証券等」という。）を取り扱う場合には、信用協同組合等が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適

5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一〇十二（略）

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）として行う業務（投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

十四〇三十九（略）

6〇13（略）

（投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）
第四十三条 信用協同組合等は、投資信託委託会社又は資産運用会社が当該信用協同組合等の事務所の一部を使用して投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（以下この条において「受益証券等」という。）を取り扱う場合には、信用協同組合等が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければ

切な措置を講じなければならない。

(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者)

第五十条の二 令第三条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、会社である同一人自身(同項に規定する同一人自身をいう。)であつて、連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。))第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第五十条の四第一項第一号において同じ。)である者又は当該同一人自身を合算子法人等(令第三条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。)とする法人等(令第三条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。)の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。))第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身(連結財務諸表提出会社に限る。)を合算子法人等とする法人等を除く。)とする。

(受信者連結基準法人等)

第五十条の三 令第三条第二項第一号括弧書に規定する連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人等とする。

一 連結財務諸表提出会社

ばならない。

(新設)

(新設)

二 銀行法第二十一条第二項前段の規定により書類を作成しなければならない信用協同組合等その他当該規定に類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前号に掲げる者を除く。）

三 連結財務諸表規則又は前号の法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前二号に掲げる者を除く。）

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第五十条の四 令第三条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができる同条の特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合 財務諸表等規則第八

（新設）

条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号に定める者に類する者

2 令第三条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（受信合算対象者（同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。）にあつては、金融庁長官が定める者を除く。）とする。

一 前項第一号に掲げる場合 受信者連結基準法人等の関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。）

二 前項第二号に掲げる場合 前号に定める者に類する者

（同一人に対する信用の供与等）

第五十一条 令第三条第七項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、信用協同組合にあつては、別紙様式第九号、信用協同組合連合会にあつては、別紙様式第十号中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

一 コールローン勘定

（同一人に対する信用の供与等）

第五十一条 令第三条第五項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち信用協同組合にあつては、別紙様式第九号、信用協同組合連合会にあつては、別紙様式第十号中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の貸出金勘定に計上されるものとする。

（新設）

二 買現先勘定 三 貸出金勘定	2 令第三条第七項第二号に規定する債務の保証として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の債務保証見返勘定に計上されるもの及び金融庁長官が別に定めるものとする。	3 令第三条第七項第三号に規定する出資として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定又はその他の証券勘定として計上されるもの（その他の証券勘定として計上されるものについては、外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの（次項において「外国法人の発行する株式等」という。）に限る。）及びその他資産勘定のうち出資として計上されるものとする。	4 令第三条第七項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの及び金融庁長官が別に定めるものとする。 一 預け金勘定 二 買入手形勘定 三 債券貸借取引支払保証金勘定 四 買入金銭債権勘定 五 金銭の信託勘定 六 商品有価証券勘定 七 有価証券勘定のうち短期社債勘定、社債勘定又はその他の証券勘定（外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）
（新設） （新設）	2 令第三条第五項第二号に規定する債務の保証として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の債務保証見返勘定に計上されるものとする。	3 令第三条第五項第三号に規定する出資として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定及びその他資産勘定に株式又は出資（外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。）として計上されるものとする。	4 令第三条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであった社債の保有 二 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、前号に掲げる社債の保有に該当するもの以外のもの 三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する約束手形として計上されるもの 四 デリバティブ取引に係る信用の供与として金融庁長官が定める

）

ハ 再預託金勘定（信用協同組合連合会に限る。）

九 外国為替勘定

十 その他資産勘定のうち次に掲げる勘定

イ 先物取引差入証拠金勘定

ロ 先物取引差金勘定

ハ 金融商品等差入担保金勘定

ニ リース投資資産勘定（中小企業等協同組合法第九条の八第二

項第二十一号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第五十二条 信用協同組合等の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第五十六条までにおいて同じ。）の額（第五十五条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等（信用協同組合等その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 （略）

基準に従い算出されるもの

五 貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第五十二条 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第五十六条までにおいて同じ。）の額（第五十五条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 （略）

三 前条第三項に規定する出資又は同条第四項第四号、第五号若しくは第七号に掲げる勘定に計上されるものの貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四 (略)

五 前条第四項第一号に掲げるもののうち信用協同組合連合会への預け金の額

六 前条第四項第七号に掲げる社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。）

七 前条第四項各号に掲げるもの及び同項の金融庁長官が別に定めるものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

八 (略)

2 (略)

(削る)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四 (略)

(新設)

五 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。）

六 前条第四項第一号から第四号までに掲げるものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

七 (略)

2 (略)

三 信用協同組合等は、何らの名義によつてするかを問わず、銀行法第十三条第一項本文の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第五十三条 令第三條第九項第三号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。 2 令第三條第九項第五号に規定する内閣府令で定める理由は、次に掲げる理由とする。 一・二 （略） 三 その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。	第五十三条 令第三條第八項第三号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。 2 令第三條第八項第五号に規定する内閣府令で定める理由は、次に掲げる理由とする。 一・二 （略） 三 その他前二号に準ずるものとして金融庁長官が適当と認めること。
3 （略） （当該信用協同組合等と特殊の関係のある者） 第五十四条 銀行法第十三條第二項前段に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。 一 当該信用協同組合等の子法人等（金融庁長官が定める者を除く。次條第二項第二号において同じ。） 二 当該信用協同組合等の関連法人等（金融庁長官が定める者を除く。次條第二項第二号において同じ。）	3 （略） （当該信用協同組合等と特殊の関係のある者） 第五十四条 銀行法第十三條第二項前段に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該信用協同組合等の子法人等及び関連法人等とする。
（銀行法第十三條第二項の規定の適用に関し必要な事項） 第五十五条 （略） 2ゝ4 （略） （削る）	（銀行法第十三條第二項の規定の適用に関し必要な事項） 第五十五条 （略） 2ゝ4 （略） 5 信用協同組合等は、何らの名義によつてするかを問わず、銀行法第十三條第二項前段の規定による禁止を免れる取引又は行為をして

はならない。

(信用協同組合等の特定関係者)

第五十七条 令第三条の第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(令第三条第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(信用協同組合等の特定関係者)

第五十七条 令第三条の第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 三 (略)

2・3 (略)

附 則

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則(以下この条において「新規則」という。)第五十一条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2 新規則第五十一条第二項及び第四項の規定は、信用協同組合等(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。以下この項において同じ。)の清算機関(信用協同組合等(当該信用協同組合等以外の信用協同組合等を含む。)に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。以下この項において同じ。)に対する信用の供与等(協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。)であつて、清算機関が行う業務に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3 新規則第五十一条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置

が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。